

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

「日中韓における特許無効審判についての制度及び
統計分析に関する調査研究」報告書

平成 28 年 11 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

- ・口頭審理は1回しかなく、口頭審理での場合は審判官が持つ疑問を解消する場でもある。3人の審判官は事前にディスカッションをしているはずであり、何らかの見解を持っているかもしれないが、審決の前に誰もその見解を知ることができない。
- ・たとえ審判官の見解を知ることができたとしても、既に心証形成済である。その後当事者が意見を表明しても説得するのは難しいだろう。意見を提出する期間は7～10回ほどあり、提出をリクエストすることも可能である。ただし、理由が必要。
- ・審判官は、審理途中で心証を開示することはない。審査指南にも記載されていることであり、心証開示は一方当事者に不公平となるからである。

4. 2. 3 口頭審理について（期日・場所の決定、争点整理など）

（1）場所の決定について

中国では、専利無効宣告請求のほとんどは復審委員会のある北京で行われ、その決定は一方向的に通知され、決定の過程において当事者が関与することはないという回答で一致していた。なお、現在特定の都市で巡回口頭審理が行われているが、その際も口頭審理を行う場所は合議体から通知され、当事者が場所の希望を表明する機会とは与えられない。

（当事者は場所の選択はできず、口頭審理はそのほとんどが北京で行われる）

- ・ほとんどは北京で行われる（復審委員会の場所）。99%の専利無効宣告請求は北京で行われる。口頭審理の場所は他の都市で行われる場合も復審委員会が決定する。
- ・当事者は一切選択できず、審判長の職権で一方向的に決定される。当事者が選択できるといった規定はない。なお、通常は北京市で行われる。
- ・当事者が口頭審理の場所を選択できるプロセスはない。あくまでも復審委員会が当事者に配慮するか否かを定める。
- ・場所の選択はできない。基本的には北京で行われる。場所は合議体から通知される。
- ・通常は北京で行われ、当事者は選択することはできない。両当事者が同じ地域にいるような場合は、当地で口頭審理を行うこともある。最近はあまり聞かない。
- ・口頭審理は通常北京で行われ、口頭審理が巡回口頭審理に該当する場合でも一方向的に決定されて通知される。
- ・当事者は場所の選択をすることができない。場所の選択をする権利も与えられていない。なお、外国人の当事者にとっては、口頭審理の場所が地方になることはない。
- ・口頭審理を行う場所や時間は、口頭審理通知書に記載されており、こちらから希望を申請する機会はない。
- ・当事者側から選択することはできない。復審委員会が決定する事項である。非常に案件が多いため、当事者が介入できることではない。

(巡回口頭審理について)

- ・最近では巡回口頭審理が年1回程度行われている。移動が困難な物的証拠が当地にある、当事者の双方が当地にいる、複数の案件が当地にある、当地の行政機関又は人民法院の請求があるといった理由がある場合、地方の特許管理局など設備のあるところで口頭審理が行われる。この場合も当事者が請求するのではなく、合議体が決定する。場所は、湖南省、浙江省、雲南省、上海などがある。以前は、民事訴訟で早期に解決を図りたい場合などに、地方の行政府が請求していた。この巡回口頭審理は、知的財産関係者の研修や宣伝も兼ねており、当地の知財関係者が傍聴に訪れる。
- ・当事者が双方とも同じ土地に所在した場合、意見書で主張してその場所で口頭審理を行ったことはある。
- ・復審委員会は毎年北京以外の地域において巡回口頭審理を行っている。巡回口頭審理にあたった専利無効宣告請求は、通常、少なくとも当事者の一方が巡回口頭審理の開催地区にいる場合などであるが、当事者双方とも巡回口頭審理の開催地区にすることが好ましい。巡回口頭審理がいつ、どこで行われるかについて、復審委員会によって確定された後、当事者に通知されるという手続になる。なお、口頭審理を行う場所により請求人に不合理な出張費などが発生される場合、これを理由に北京で開催するよう復審委員会に請求することができる。
- ・口頭審理が巡回口頭審理に指定され、場所に異議がある場合は、北京で行うことを請求することもできるが必ず受け入れられるとは限らない。
- ・復審委員会は、時々、巡回口頭審理を行うが、現在、これに関する規定が不明であり、当事者は選択できない。
- ・巡回口頭審理は、当地で多くの案件があるときなどに、そこで集中的に行われる。当事者に便宜を提供する政策の一環でもある。
- ・巡回審理廷が設けられた理由は、①当事者への便宜を考慮して設けられたものであり、合議体はその地へ行って審理を行い、その出張の負担は復審委員会が負う。また、②宣伝や教育のためでもある。当地の関係者が傍聴に訪れる。巡回審理が行われるのは、年に1~2回程度であり、幾つかの案件がまとめて集中的に審理される。
- ・通常は北京だが、当地で複数の案件がある場合などに、北京以外で口頭審理が行われることがあり、四川省で口頭審理を行ったことがある。この場合も復審委員会から一方的に通知される。

(その他)

- ・地方裁判所では口頭審理をその地域のIPO³で行うこともある。

³ IPO：知識産権局

(2) 期日の指定について

期日の指定については、当事者の都合を事前に聞くことはなく、職権で決定され、当事者に通知される。なお、通知後の期日の変更については、変更は不可又は非常に困難であるとする意見と、当事者の合意により又は理由によって変更は可能とする意見とに分かれた。

期日までの期間については、回答者により多少のバラツキはあったが、おおむね1か月程度の期間があるという意見が最も多かった。

ア 期日の指定について

期日の指定については、復審委員会から一方的に通知されることについては一致していた。なお、期日の変更については不可能又は非常に困難とする意見と、理由によっては変更可能であるとする意見に分かれた。

(当事者の都合を聞くことはなく、期日の変更も不可又は非常に困難である)

- ・ 期日も復審委員会が決定する。事前に当事者の都合を聞くことはない。ただし、ある程度のスケジュールは推測が可能である。審理の期間は大体6か月であるので、最初の1～2か月間は証拠の提出及び答弁書の提出期間であり、最後の1か月の審決のための準備期間となるので、そこから考えると口頭審理の期日の予測が可能となる。
- ・ 期日も当事者への配慮はない。事前に都合を聞くということもない。職権で決定される。
- ・ 最近ではインターネットで期日が公開されるようになったため、通常は期日を変更することができず、代理人が対応できない場合は代理人を変更して行うこともある。
- ・ 期日は合議体(3人)のスケジュールにより決められ、変更も基本的にはできない。当事者と代理人が同一の案件が複数あるときに、期日が同日同時刻に指定されることもある。当事務所の案件で、当事者及び代理人が同一で期日が4件同時に開催となったときがあり、事情を審判長に伝えて期日が変更となったことはある。通常は同日同時刻であっても、他の代理人を立てて対応する。
- ・ 期日は、合議体を構成する審判官3名のスケジュールを中心に決められる(後は審判廷の空き状況など)。当事者の都合を聞いたりすることはない。非常に案件が多く、かつ3名のスケジュールや審判廷の空き状況などの関係で期日が変更されることは滅多にない。口頭審理の期限もあるので、それまでに口頭審理を終わらせなければならないというものもある。
- ・ 期日の指定は、合議体を構成する審判官のスケジュールによる。件数が多く、認証に時間がかかるなどの事情により変更もできるが、期日を変更するのは困難である。

- ・期日を変更したいときはその旨を申請できるが、受け入れられるとは限らない。審判官にとっては、専利無効宣告請求の件数が多いため、当事者の自由度を高くするとスケジュールの調整が難しくなるためである。合議体の長は、審理に加えて事務手続も行う必要があり、非常に多忙である。
- ・当事者にとって不可抗力の事態が生じた場合などは、相手方の同意があれば期日の変更は可能である（ただしめったに生じない）。このときはなるべく早く変更の旨を合議体に伝えなければならない。遅くなると、次の期日の調整が難しくなるためである。
- ・両当事者が参加できないなど、どうしても都合がつかないときは電話等で交渉をすることもできるが、それが受け入れられることはほとんどない。変更するための手続や規定もない。代理人の都合が悪いといっても、他の代理人で対応するように促される。
- ・期日の変更はほとんどない。復審委員会での手続に参加できないような場合は、口頭審理の期日が決定する前に、事前に合議体に連絡し、又は書面（意見書など）を提出して都合の悪い日時を伝え、その日時を避けるように要求することはできる。ただし、受け入れられるとは限らない。

- ・口頭審理の期日は合議体によって確定される。合議体が口頭審理の期日を確定する際、通常、事前に当事者への連絡はない。口頭審理の期日はいったん確定されたら、通常、変更することはない。特殊な事情により変更する必要がある場合、当事者双方の同意、又は主任委員や副主任委員の許可を得る必要があるとされている。

(当事者の都合は聞かれないが期日の変更が可能な場合もある)

- ・当事者の都合が考慮されることはほとんどないが、期日に関して電話が来ることもある。
- ・決して都合を聞くことはない。審判官は多忙であり、3人のスケジュールを合わせなければならず、また、審判廷にも限りがあるため当事者のスケジュールを考慮できない。なお、一方の当事者に期日に出席できない理由がある場合、期日を変更する要求をすることはできる。場合によってはその要求により期日の変更も可能である。
- ・期日は復審委員会が決定する事項であるが、理由があれば変更もできる場合がある。例えば、両当事者が出席できないなどの理由である。なお、変更を希望する場合、相手方の同意が必要である。
- ・例外として、どうしても当事者の出頭ができない場合、事前に相手方の承認を得て調整の上で復審委員会に変更の申出をすることはできる。口頭審理の期限に影響がなければ復審委員会はその申出を認めてくれる傾向にある。

- ・期日は当事者双方の答弁期限や書類転送などを考慮して決定されるが、当事者に聞くことはない。しかし、当事者双方で相談できた期日は、PRB⁴に認められる。
- ・期日や場所は口頭審理通知書に記載されて送付されてくるが、当事者が合意すれば変更を申し出ることもできる。このときは電話で審判官に連絡する。特に決まった書面などはない。

イ 期日までの準備期間について

口頭審理の期日の通知から当該期日までの期間は、おおむね1か月とする回答が最も多かった。なお短い期間では1週間、長いものでは2か月といった回答もあった。

- ・期日は、答弁書の提出期限や書類の転送（1週間～15日）などの期限を考慮して決められ、証拠を追加できる1か月の間に新しい証拠が追加された場合、さらに1か月の期間が権利者側に答弁書提出期間として与えられる。
- ・期日は7日以上前に通知され、長いときは2月先となる。通常は1月前後となる。
- ・期日は最低でも2週間前に伝えられる。1週間であった経験もあるがそのようなきはめったにない。
- ・期日の指定についても当事者への配慮はない。期日は2週間くらいから長くて1か月である。
- ・口頭審理の通知書は通常審理前の15日～22日くらい前に発送し、最も長い場合、2か月も前から発送される。
- ・口頭審理の期日は多くは1か月程度先の日が指定される。請求の理由などの内容はすでに把握できているため、口頭審理までの期間が多少短くてもそれほど負担ではない。
- ・期日は1～2か月後となることが多い。
- ・期日は大体1か月後が指定され、案件ごとに異なる。年末などは短くなる傾向にあるが、例えば1週間後などあまりに準備期間が短い場合は、その旨を主張してもう一度期日を決めなおしてもらおうよう要求することもある。
- ・通常は、期日までに1か月以上の期間がある。
- ・経験上、1週間～2、3か月くらいと案件によって異なるが、1か月後あたりが一番多い。

⁴ PRB : the Patent Re-examination Board (専利復審委員会)

ウ その他、裁判の場合など

口頭審理通知書に関する回答や、裁判の場合の期日の指定について回答があった。

(その他)

- ・ 期日と場所は口頭審理通知書に記載されている。

(裁判の場合の期日の決定)

- ・ 裁判になったときは、期日に関し、事前に電話がくることが多い。
- ・ 裁判所での手続は、行政訴訟でも民事訴訟でも復審委員会での手続とは異なり、ある程度当事者の都合が考慮される。審決取消訴訟でも一方的に期日が決定されるのではなく、都合が悪いときは申請書で変更が可能であり、大抵は認められる。

(3) 口頭審理前の手続について (争点整理等)

口頭審理の期日が通知された後、その期日前に争点整理等の手続はなく、審決までに審判官が何らかの心証を開示することもない。口頭審理前の争点整理の必要性については、その機会があれば多少のメリットがあるとの意見もあったが、おおむね必須ではないという意見であった。これは、経験値の高い代理人であれば、口頭審理前に提出された審判請求書や答弁書等の書面により論点等は把握できるためであるという理由による。また、審判官による審決前の心証開示については、そのこと自体に関する反論が生じ、長期化する可能性や、一方当事者に不公平となる可能性などが指摘された。

(通知書について)

- ・ PRB では、口頭審理通知書に要点や要約などが記載されている。ただし、詳細は記載されていない。
- ・ 当事者の請求の内容によって争点が変わりうる。証拠や理由の一部が重視されることもめることが多い。争点は請求の理由となり、その追加はできない。大体口頭審理の前には明らかになっていることが多い。口頭審理は大体1回しかない。
- ・ 審判官の見解などを事前に知ることはできない。ヨーロッパの異議申立てでは見解を示しているが、具体的なことは記載しておらず、請求人が提出した理由について調べるくらいである。

(審判請求書や答弁書等で論点等を把握できるので事前に通知がなくても問題ない)

- ・ 口頭審理では引例をはじめとするすべての証拠について一つずつ検討されるため、準備も同様に行う。模擬審理などを行い、事前に準備を行っておけば、期日になってその想定が大きく変わることはない。

- ・口頭審理を行う際に復審委員会からの通知が来るが、そこには大まかな内容は記載されている。また、審判請求書や答弁書の記載から、対象となるクレーム、引例、記載不備の有無等、事前に内容を把握することができる（経験があれば）。
- ・口頭審理では、証拠の認定や実態問題に関する主張が重要である。專利無効宣告請求の経験がある代理人であれば、審判請求書や答弁書の内容からある程度の推測が可能である。このため、代理人の経験が重要となる。合議体の考えや判断動向と一致しないと対応が難しい。
- ・口頭審理の通知書が送付されるときに、詳細な内容までは記載されていないが、対象となる条文番号などは記載されており、大まかに把握することは可能である。
- ・経験豊富な代理人であれば大体の争点を把握できる。口頭審理では、新規性や進歩性に関して議論される。
- ・事前に争点等が審判官から伝えられることはないが、審判請求書や答弁書等の記載から互いの主張を把握できるため、ある程度推定可能である。ただ、案件によってはキーポイントの把握が難しいこともある。
- ・代理人の経験が大きな意味を持つ。経験のある代理人であれば、審判請求書や答弁書などの口頭審理までの提出書類に基づいて争点を把握できる。事前に審判官への連絡や接触をすることはできない。

(内容の事前通知にはメリットがある)

- ・確かに予測は難しいが、口頭審理において柔軟に対応することもできるため、メリットもあると考える。例えば、権利者側が隠し玉のような形で請求項の補正を行い、審判官もそれを認めるとしてきたが、口頭審理で否認する主張をして補正の許可を覆したこともある。

(事前通知がないことはデメリットである)

- ・答弁書が提出されないまま口頭審理となる場合もあるが、その場合は争点の把握が難しいため、この場合はデメリットである。
- ・代理人の経験値や能力の差が非常にものをいう場面であり、経験のない代理人にとっては争点の整理等がされないことがデメリットとなるだろう。

(内容の事前通知によるデメリットが生じる場合がある)

- ・專利無効宣告請求の審理のうち、口頭審理が最も効率がよいと考えられている。事前に口頭審理の内容を開示すれば、口頭審理自体はスムーズに運営することはできるかもしれないが、それに対する反論などが発生し、手続の長期化につながると推測される。現在は、なるべく期間を短縮することが優先されているため、審理期間の長期化は好ましくない。
- ・もし、事前に当事者が内容を把握するとしたらそのための交流の機会が必要であり、効率を求める運用上、これは審判の長期化につながるものであるため、難しいだろう。

う。権利者側は、請求項などに記載した事項の本当の意味や論点に関し、口頭審理前に開示することをいやがる傾向にある。

(口頭審理等における審判官の心証開示について)

- ・ 復審委員会は口頭審理で直ちに判断してその場で結論を出すべきだという考えもある。このような状況になると、口頭審理の場で激しい議論の応酬となり、コントロールできなくなることも考えられる。この点を考えると、口頭審理中に見解を示さず、また審決も出さない方がよいと考える。
- ・ デメリットとしては、市民にとっては表に出ないところで（裏で）判断されたと考える者も出るかもしれない。口頭審理中に審決を出さないのは、口頭審理において、すべての事実を把握するのは審判官にとってプレッシャーのかかることであり、口頭審理後にさらに検討したうえで審決をした方がよいとの考えによるものである（意匠の場合は、比較的明白であることが多いため、その場で審決をしてもよいかもしれない）。また、一つの案件にかけられる時間も短いため、口頭審理前に案件を十分に把握できていない場合もある。
- ・ 予測できないのはデメリットであると考ええる。
- ・ 実際には2つの問題がある。一つは当事者が弁論時にわざとある問題を強調して新しい論争を起こそうとすることがあり、もう一方で、審判官が自身の立場から新たな論点を持ち出すことである。これには慎重に対応している。論点を主導できれば、審判の結果を左右することができると考えられるからである。

(口頭審理の流れ)

- ・ 口頭審理は、当事者の主張→審判官からの質問といった流れで進み、請求人側は審判請求書（又はその後の追加した証拠や理由の変更後も含む）の請求の範囲で主張するが、権利者側は答弁書に記載していないものでも主張することができる。
- ・ 証拠については、請求人にチャンスを与え、有用な証拠に関し重点的に説明が行われ、証拠の組合せも含めて説明が行われる。その他の重要性の低い証拠については、当事者の意見が一致しているかについて聞くだけとなるなど、重要性の程度によって扱いが異なる。証拠をどのように組み合わせるかについては口頭審理でないとうまく伝わらない場合もあるため口頭審理は重要である。
- ・ 新規性や進歩性は主観的なものでも考えられるため、議論の余地があるが、他の理由については事実に関するものであるため明白であり、議論の余地は比較的少ないと考える。
- ・ PRB は事実を調べる責任があるため、口頭審理では徹底的に証拠を検討し、事実を調べる。口頭審理では、審判官がわからない点を質問し、これに当事者が回答するといった感じに進む。

- ・中国では、書面審理よりも口頭審理の方に重きを置いており、口頭審理の前には、3人の審判官の合議体は口頭審理で何を議論するかについてある程度心証をもって検討していることが多い。代理人側も、口頭審理においては、自己に有利な見解であればそれを強化するようにし、不利な見解であれば陳述で心証を覆すべく主張を行う。
- ・合議体の役割などについての明確な規定はない。復審委員会が行政機関という位置付けであるならば、自らの見解を出すべきであると思う。ただし、委員会は当事者間の仲介者としての役割でもあるため、どちらかに偏ることや不公平となることは避けなければならない。私個人の考えとしては、双方の見解に基づいて、どちらの主張に説得力があるか合理的に判断するのがよいのではないかと思う。
- ・専利無効宣告請求は、裁判所とは異なり、行政手続であるので、中立性が重要であり、また効率が求められている。復審委員会は審理に関して全面的に責任を有し、委員会側が口頭審理の内容を制限することは無い。
- ・口頭審理では事前に証拠の認定があり、委員会は疑問点について意見交換を行い、認定を行う。また、必ずすべての請求について検討を行う。
- ・経験のある審判官は口頭審理などで心証を開示せず、疑問点について質問する。そして、多くの質問を行って当事者の考えを取り出すことを考えている。
- ・口頭審理において、証拠の認定は重要なプロセスとなる。証拠の真実性だけでなく、入手過程なども把握しておく必要がある。

(口頭審理の所要時間)

- ・口頭審理は通常1回しか行われませんが、長時間になることが多い。1時間～4時間くらいが多い。
- ・口頭審理は大体半日～1日(終日)行われる。
- ・口頭審理の時間は半日から長くて1日かかることもある。
- ・最近では、審決までの期間は6か月～12か月である。

4. 2. 4 専利権者の権利能力に関する無効理由について

現在、中国における専利無効宣告制度では、当事者適格に関する事項は無効理由として規定されていない。この点について質問した。

その回答としては、これらの事項は専利無効宣告請求ではなく、他の種類の裁判で問題となるべき事項である、これまでその事項が問題になったことはないため規定されていない、当事者適格に関する事項は出願時に問われる事項であり、事後的に能力が喪失した場合は考慮していないといったものがあつた。

平成 28 年 11 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

日中韓における特許無効審判についての
制度及び統計分析に関する調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>